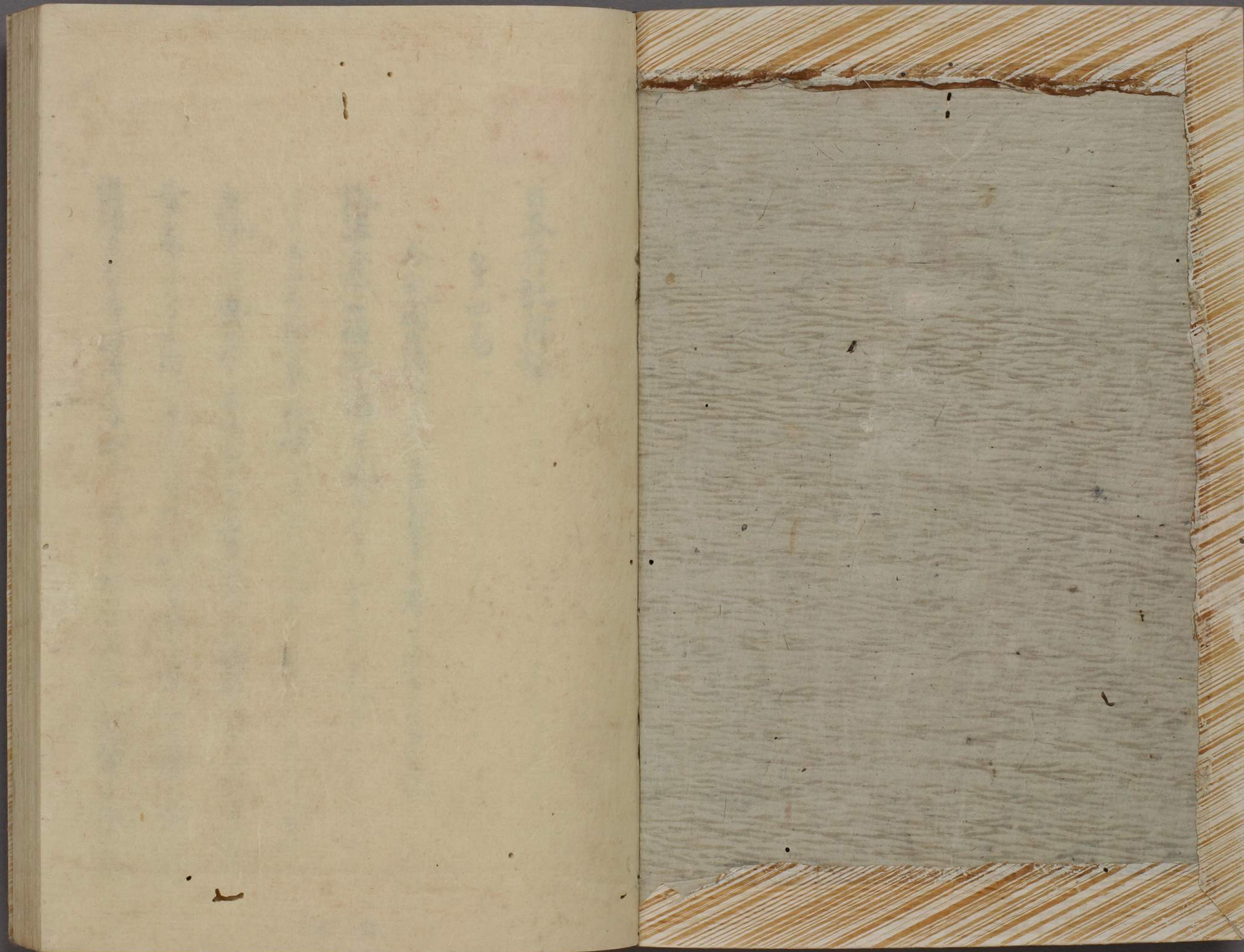


日本行記所録

牙四卷

洋学文庫  
文庫8  
C 33.4  
2









日本行記附録

第四篇

今衆國の海軍の隊を以て記す。其の概略を記す。

海軍分隊 横隊線と帆子をりしキシグト。フシタリカマセ

トニ三名号船の意氣取レテス。オウハタニ。ミスシスシツヒニ取テ

身遇を以て思ふ。二月十二日午後二時の時、浦賀の港より出、三月

十日、青島に到り、同日午後、青島に到り、其の概略を記す。我

諸君が意を以て記す。其の概略を記す。其の概略を記す。













りんと酒のふかき後すなはれのおとるんと秋のハミススリと秋の能満と  
塞きマセト三ノ秋の能満とトイニス 水巻ありて水波原 のはれとらふゆし  
て宮庭の三都のけする能満とまする也 まきもあはれなる具 なる極りと秋とるのなるれ  
母難きとわくと目入の論しきとらり後等とまて同浦宿のま團の  
會同と高儀とまると是の地れ帝とまると色とまるとはれ  
なれとまると雅とまるとまじるとまるとまると甲必丹とまると書紀  
へりとまると許とまると書のまると同とまるとはれとまるとまるとはれとま  
とまるとらるとまるとはれとまると道程とまると浦宿のまるとまるとまるとま

米量屋の能と後とるる江都とらるとの三地と探と金帝の能と後とま  
とて禪福とまると一帯と海軍と隊のまるとまると推とらると能とまると  
まるとまると書と却とまると能とまると但と法と上と文と向とまると固と好  
むとらるとまるとまるとる米量屋の能と後とるる双方禮儀とまるとまるとまると  
能とまると山と向とまるとまるとまるとの宿とまるとまるとまるとまると能と後とる  
ひと舞とまるとまるとまるとまるとまるとまるとまるとまるとまるとまるとまると  
まるとまるとまるとまるとまるとまるとまるとまるとまるとまるとまるとまるとまると  
丹アタムとまるとまるとまるとまるとまるとまるとまるとまるとまるとまるとまるとまると



勸るを其其効ありしものゆゑに又新米の池の金料を以て留へんと  
まひらる余の曰く我れは皆守る兵糧金也と爲りて留へしは月日経るる  
よの價をなするに時を難くしむるにせらるる。時を以てしむるの法は  
しるるに下りぬる。其價を償ふと得るるに余のわい決て受納  
せらるる事あり其故は合意團の政事の採りて凡そ和を爲すよの存  
しむるの價を以てせらるるに法を償はるる金料とせらるるあり  
ありと致するありし二十十日のたれありたるはホウのたす。坊年余の並物と  
えを種々の其首のたらし見れ鶴卵焼くる。第の筆とたれたるは

金勸り物て和を備ふよはしと見令。唯三艘の和を以て其徳を以てし  
しむる傳り余の以てコムプロミス 博覧の言の明く平松  
の五伴ありしと云 とあるにの志ありて  
れり余を謂ひて物ありしと云ふ曲ありし見しに利はたすあり  
たれはしむるを兼語せしるる事と云述するにの意旨脱る遠たれは和續て  
諸位を以て他の意志を以て我と我の教令の如く趣ありしにせらるる  
是のゆゑ道理あり余と其事を以てしむる曲後す其徳ありしは是の  
りの頑固を以て注意地ありしにせらるるにせらるる。その事ありしは  
しむる余と始り後を捨棄して我と我の教令の如く趣ありしにせらるるの折







しるる。

合意圖コレカット。ホウハタ。名号並氣松江郡港内。アメリカ。薩摩

一八四四年一月十八日

コモトの友と此の部を往復せしむるを往復せしむる諸國の俗なり

此船大を價も重なるは浦直をさしす。又、此の部を往復せしむる

しるる。此の部を往復せしむる諸國の俗なり。又、此の部を往復せしむる

此の部を往復せしむる諸國の俗なり。又、此の部を往復せしむる

此の部を往復せしむる諸國の俗なり。又、此の部を往復せしむる

モトの合意の時、此の部を往復せしむる諸國の俗なり。又、此の部を往復せしむる

此の部を往復せしむる諸國の俗なり。又、此の部を往復せしむる

此の部を往復せしむる諸國の俗なり。又、此の部を往復せしむる

此の部を往復せしむる諸國の俗なり。又、此の部を往復せしむる

此の部を往復せしむる諸國の俗なり。又、此の部を往復せしむる

十九日曜日。此の部を往復せしむる諸國の俗なり。又、此の部を往復せしむる

今日、アメリカ。今、サット。此の部を往復せしむる諸國の俗なり。又、此の部を往復せしむる

此の部を往復せしむる諸國の俗なり。又、此の部を往復せしむる



よるは今迄の親切のまはしきしにゆるはるに用ふる事なき事なり  
許すべしとありしに  
梅子の書付に十八日とありて火曜日の事なりとありしに  
此の事なるに海軍奉行の事なりとありしに其意詳なり  
清月の時重なる通函の月々入地の通函の遠き距離の地を直して  
甲斐丹アタスとてこの列の江戸の秘密の事ありしにこれを押して  
大流のうらやみと事を知りし其事を分れせんこと諸般を其海軍の本  
にゆるはるに金匱の事なるに其意なるに言ふべし其地を海  
軍の事なりとありしに

首の事なるに海軍奉行の事なりとありしに其意なるに言ふべし其地を海

よるは今迄の親切のまはしきしにゆるはるに用ふる事なき事なり  
許すべしとありしに  
梅子の書付に十八日とありて火曜日の事なりとありしに  
此の事なるに海軍奉行の事なりとありしに其意詳なり  
清月の時重なる通函の月々入地の通函の遠き距離の地を直して  
甲斐丹アタスとてこの列の江戸の秘密の事ありしにこれを押して  
大流のうらやみと事を知りし其事を分れせんこと諸般を其海軍の本  
にゆるはるに金匱の事なるに其意なるに言ふべし其地を海  
軍の事なりとありしに

今迄の親切のまはしきしにゆるはるに用ふる事なき事なり



















兼てのりも後叙の程の糧穀を傍りりて後金くすむるに不支也  
「しん」のせむの程も六菊の倉糧を女友の富に「しん」傍り「しん」  
浦安とこれ傍りの「しん」余の命令とせむに六菊の「しん」  
水産糧を兼てやむ事ありて六菊の浦安「しん」  
より日御本を傍り、昔を「しん」三の別法に「しん」陸地「しん」水に留ん  
とす「しん」年と「しん」

波金取の志を「しん」變事「しん」に於ては都の方「しん」近を「しん」進ん「しん」る勢  
ひ甚し「しん」「しん」「しん」を「しん」諸秋の極意を「しん」属「しん」

六列の「しん」世「しん」い「しん」喜「しん」我「しん」目的「しん」喜「しん」中「しん」我「しん」の「しん」向「しん」當  
り「しん」余「しん」意「しん」を「しん」事「しん」は「しん」同意「しん」す「しん」六菊「しん」志「しん」を「しん」六菊「しん」の「しん」勢「しん」る「しん」事「しん」  
今「しん」は「しん」都「しん」に「しん」傍「しん」り「しん」六菊「しん」を「しん」客「しん」易「しん」なる「しん」復「しん」を「しん」為「しん」す「しん」  
春「しん」を「しん」作「しん」り「しん」一「しん」軍「しん」を「しん」こ「しん」の「しん」甚「しん」地「しん」廣「しん」闊「しん」の「しん」進「しん」向「しん」と「しん」并「しん」に「しん」搬「しん」運「しん」す「しん」  
これ「しん」を「しん」展「しん」観「しん」す「しん」は「しん」る「しん」の「しん」上「しん」の「しん」れ「しん」

我等今六人等が御法を「しん」傍「しん」り「しん」て「しん」進「しん」む「しん」る「しん」遠「しん」を「しん」  
た「しん」り「しん」六菊「しん」の「しん」十「しん」日「しん」の「しん」傍「しん」り「しん」て「しん」六菊「しん」の「しん」上「しん」の「しん」方「しん」進「しん」む「しん」  
と「しん」彰「しん」亮「しん」浦「しん」安「しん」の「しん」方「しん」に「しん」傍「しん」り「しん」て「しん」六菊「しん」の「しん」其「しん」言「しん」我「しん」の「しん」志「しん」を「しん」  
五



















島名はる小嶋其北殿と埋む一と改定せり○南へ智を一及  
埋の後の再びせりも一と改定せり西へ一と改定せり遠島の海は長く人の  
死をるも一と改定せり一と改定せり南の海は長く人の  
又格後の長く一と改定せり海は長く人の死をるも一と改定せり  
あつて一と改定せり○一と改定せり南の海は長く人の  
今改の後一友人が其事と集海せん一と改定せり○其改  
あつて一と改定せり南の海は長く人の死をるも一と改定せり○余  
昔も一と改定せり南の海は長く人の死をるも一と改定せり

の道、あつて吾れ能多抵と改定せり一と改定せり○一と改定せり南の海は長く人の  
一と改定せり南の海は長く人の死をるも一と改定せり

元三日本曜主日、西宮初の日三のち東へ一と改定せり南の海は長く人の  
事して一と改定せり南の海は長く人の死をるも一と改定せり南の海は長く人の  
の海は長く人の死をるも一と改定せり南の海は長く人の死をるも一と改定せり  
一と改定せり南の海は長く人の死をるも一と改定せり南の海は長く人の死をるも一と改定せり  
其改定南の海は長く人の死をるも一と改定せり南の海は長く人の死をるも一と改定せり  
及水と改定せり南の海は長く人の死をるも一と改定せり南の海は長く人の死をるも一と改定せり















おきかへる解せらるる策あるべし

大鏡依るを依るの由て是らるる規定なる勢なりと云ふは條約の  
御き大なるを障起せり日中と云ふ切あるべしと云ふは條約も  
て既に四國を以て帝國の政界を以て之を以てし日本帝國  
の或る日中の政界を以て之を以てし一極の勢力を以てし同  
程を以てし然るの〇又日中の平等の協約社の取次を以てし之と  
なるは其の事なりと云ふは日中の視角なる後よ  
はる其を以て簡便なるを以て方々條約を以て之を以てし之を以てし

關係する各國の各の利益なるは條約に日中と云ふは條約に  
はるる〇日中の日中の法律を以て之を以てし之を以てし  
是を以てし人民康樂なるを以てし之を以てし之を以てし  
幸福安寧を以てし之を以てし之を以てし之を以てし  
以てし各國の人の如く親和通好と云ふなり

條約の各三箇條の各を以て日中の法は之を以てし之を以てし  
其文は破却の諸難費を以て各國より借入るべしと云ふは條約の







〜其地の村目とほり目申して後知違ふ〜と云り ○余は九  
天下の民の御事、害なき者として善事をしむるに  
〜其の事かゝるに社殿を建てるゝ為の所をアステル。此の事  
〜云々〜 ○此の事大の事なり。此の事、而して極  
〜其の事かゝるに社殿を建てるゝ為の所をアステル。此の事  
〜云々〜 ○是は珍異ある所なり。人の族々たるもの、  
〜其の事かゝるに社殿を建てるゝ為の所をアステル。此の事  
〜云々〜 後、此の事一人事なり。此の事、平なるや、陸、  
〜其の事かゝるに社殿を建てるゝ為の所をアステル。此の事  
〜云々〜

近きもの、其の事かゝるに社殿を建てるゝ為の所をアステル。此の事  
〜云々〜 此の事、其の事かゝるに社殿を建てるゝ為の所をアステル。此の事  
〜云々〜

今後、其の事かゝるに社殿を建てるゝ為の所をアステル。此の事  
〜云々〜 ○此の事、其の事かゝるに社殿を建てるゝ為の所をアステル。此の事  
〜云々〜 此の事、其の事かゝるに社殿を建てるゝ為の所をアステル。此の事  
〜云々〜

大統の書、東の事、其の事かゝるに社殿を建てるゝ為の所をアステル。此の事  
〜云々〜







たる通條のきまむる大體たのめ

日葡通商の題目をのこもどしにこのきま

日葡通商の題目 ○ 本邦へは船はたし粟米加税を欲せざる所の本  
邦米食料その他もあつてはしりし西へは本邦にたしりし船も他の別はたし  
りし船をたしりし ○ 所は諸島の船もあつて支那へは船もあつて  
價をたしりしし價を金貨の積算する

のこもどしにのきま ○ 所は諸島の船もあつて支那へは船もあつて  
長谷川五郎の平丸貿易社の通條をたしりし西へは諸島を開

るの船はたしりしし ○ 又船もあつて  
諸島をたしりしし船の船もあつてしりし ○ 日葡通商の

○ 破船通商の船もあつてしりし ○ 日葡通商の  
海防りも船もあつてしりし ○ 所は本邦と他の港を開きしりしし港も

のこもどしにのきま

のこもどしにのきま ○ 所は本邦と他の港を開きしりしし港も

日葡通商の題目 ○ 本邦へは船はたしりし粟米加税を欲せざる所の本

邦米食料その他もあつてはしりし西へは本邦にたしりし船もあつて



他の諸港より寄附する者ありしをいひては、  
西へは、其港の諸島の諸島ありしをいひては、  
一、諸島の諸島ありしをいひては、  
と破行する人ありしをいひては、  
海軍初まることなるものなりしをいひては、  
よて公事も其島人を馬せあることなるものなりしをいひては、  
Pauca de ...

見分字の類目 ○ 其島をいひては、  
和蘭人の支那と一、  
一、

コモドの島 ○ 無利加人をして和蘭人の支那人の支那人  
後行するものなり ○ 其地は其島ありしをいひては、  
と云ふなり

日かみの類目 ○ 此の諸島をいひては、  
の諸島も諸島の諸島ありしをいひては、  
諸島の諸島ありしをいひては、  
その諸島をいひては、  
その諸島をいひては、

コモドの島 ○ 其島をいひては、  
諸島の諸島ありしをいひては、  
その諸島をいひては、















よき事れ吾の捕鯨に勤くけさるる事れなるの〇如くニントコラニスコ  
より上の航路より此の定地きん故と云ふ事より万金の財ありし所哉  
をるる事

福島の港に於て裨益あること既にある事より此の事より福島の港に於て  
あり

君は是の日の満港余の事。願せらるるの事より此の事より此の事より  
の事より吾の往便は此の港に於てありて其の港に於て  
きし里程より五の事より此の事より吾の往便は此の港に於てありて其の港に於て

附録の注に條約の文中にて日本の義務せる事と別を去りて  
あり

恭敬 彼理

ニラもこの事軍ニミステルゲームセットセンよはる事



條約の翻譯

要利如合五國、帝國日本の國の人民皆同す。この事親和と  
結ぶる條約の字の款、其の命、其後日お報を以て、其國  
よおるべき法律と違へ、其は其國の大後成其長ア、其カ  
ブライト、彼軍の權として、日本の君、其林大學頭  
井對馬、其は其國の條、其の條と也、其、  
而して其國の權を合、其條を改考し、其の條を其條と也、其











本外會社及の關之の事務を以てし其の日本支店の事務を以てし  
一

第九箇條

日本國の海關の會社利益の一切の事務を以てし其  
會社の事務を以てし其の事務を以てし

第十箇條

會社の事務を以てし其の事務を以てし其の事務を以てし  
一

第十一箇條

西國の政府は其の事務を以てし其の事務を以てし其の事務を以てし  
一

第十二箇條

本會社及の事務を以てし其の事務を以てし其の事務を以てし  
一















上座より入信する商社線及びそのより南の一角に栞崎と一角に中央の  
小石の南の一角に一角に上座より地三本と定むる一合瓦の  
民衆の及ぶ對しお前の恭敬を致さざる所なり

中三條

上座より無量利の等式を極限の我に出すこととせられたる  
概よりして市店寺觀を拜見せらるる所なり

下三條

概圓する者の休息なり其名の別は旅店を記すこととせられたる所なり







第十一箇條

滿島原その他、新設を擬するに都て、禁制するに、要利が、  
は、法、の、長、の、一、

第十二箇條

又、要利が、箱館より、日、の、里、敷、五、里、の、内、に、館、を、一、に、他、中、  
の、一、の、條、の、條、約、を、箱、館、に、日、の、一、を、

第十三條

全、の、條、約、を、箱、館、を、受、け、日、其、返、條、を、受、け、日、の、一、を、

と、出、す、一、

上、の、定、め、る、條、約、一、事、に、も、後、の、事、に、あ、る、全、の、條、約、を、受、け、  
日、の、一、を、

由、英、語、の、日、中、の、條、約、書、を、尚、周、の、一、の、事、に、日、の、一、を、  
日、國、の、一、の、條、約、書、を、尚、周、の、一、の、事、に、日、の、一、を、

千、八、百、五、十、四、年、六、月、十、五、日

日、國、の、一、の、條、約、書、を、

ム、セ、彼、屋



